

## ■令和元年度取組状況報告書(案)に対する意見について

意見等(概要)	意見等に関する考え方							
2頁 ・「はじめに」の3段落目で糸賀一雄の思想を示す意義が理解できない。削除すべき。 ・同4段落目で「障害者の権利利益の擁護」とあるが、「利益」は削除すべき。	当該部分については「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づくまとめとなっていることから、条例の前文を引用しているところです。御意見については今後の参考とさせていただきます。							
2頁 ・「はじめに」3段落目「滋賀の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の光に社会を変えていく力がある…」 →「滋賀の先人は、福祉の実践の中で、障害の有無に関わらず一人ひとりが放つ命の光に…」 変更提案理由: 障害者だけが命の光を放つように捉えられるため。	県条例の前文を引用していますが、当時の福祉の思想として表現しています。御意見については今後の参考とさせていただきます。							
3頁 ・「1 相談対応について」(1)②【合理的配慮の例】の3点目「申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。」とあるが、「事前的な対応も重要である」旨の指摘も記載すべきである。	御意見を踏まえ、追記します。							
3頁 ・挿入されている以下の形式の2表について、行政と事業者と個人の仕切りの横点線は、他の箇所も残した方がわかりやすいように感じる。 <table border="1" data-bbox="145 987 818 1149" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">行政機関</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>禁 止</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>※障害者差別解消法では対象外</td> </tr> </table>	行政機関	<b>禁 止</b>		事業者		個人	※障害者差別解消法では対象外	ご意見を踏まえ、検討いたします。
行政機関	<b>禁 止</b>							
事業者								
個人		※障害者差別解消法では対象外						
5頁～ ・相談実績が掲載されているが、報告書までの掲載は別として、本人からの相談方法(電話・来所・メール等の別)や、匿名の有無について参考までに教えてほしい。	ご意見を踏まえ、報告書の掲載について検討いたします。							
6頁 ・ア表○類型別相談件数において、類型「その他」の中でも「⑥その他相談」の件数が多すぎるため、もう少し「見える化」すべき。	ご意見を踏まえ、報告書の掲載について検討いたします。							
・地域アドボケーターの表記を統一すべき 5頁(4)「地域アドボケーター(地域相談支援員)」 5頁(4)本文1行目「地域相談員」 7頁表エ「地域相談員」 8頁(2)表ア「地域アドボケーター」	修正し、統一します。							
7頁 ・表エ「相談者の属性」で、「本人・当事者団体」で一括計上されているが、団体は1団体1件として計上されているということではよかったか。できれば、参考までに本人・当事者団体の別や、本人相談の場合、アドボケーターの関わりの有無についても、把握されていれば教えてほしい。 (当事者本人自身が、訴える力が育ってきているのか、まだまだ周囲の気づきによるところが大きいのか、経年的にはかかることができないものかと考えてる。)	・ご質問のとおり団体については、1団体と計上しています。そのほかの詳細につきましては、個別で対応させていただきます。ご意見を参考に、相談に関して分析が出来るよう検討いたします。							
9頁 ・相談事例①②について、対応として十分とは言えず、さらに対応を見直すべきではないか。	・ご意見を踏まえ、対応力向上に努めます。							

意見等(概要)	意見等に関する考え方
<p>9頁</p> <p>・相談事例②の欄外の注釈の中に、「適切な部署」とあるが、具体的にどこを指すか。また、本事例については、「合理的配慮の不提供」というより、同僚から無視されている状況を管理職が放置し、本人が退職にまで追い込まれていることから「使用者による虐待」に包含されるべき事案と考える。</p>	<p>・本事例は教育委員会での対応となります。障害者虐待の視点についてはアドバイザーの意見を踏まえ検証いたします。</p>
<p>10頁</p> <p>・相談事例③について、入浴施設の手すり設置状況の記述がないことが気になる。浴室、浴槽内での杖歩行であれば、転倒リスクの点から手すり使用を勧める。手すり設置が不十分である場合は、適切な箇所への手すり増設を検討し、空間の広さ等から設置が困難な場合はやむを得ず杖歩行になるかと思う。(実際には洗い場での歩行にすべて手すりを設置することは難しいことが多い)浴室は転倒事故がとて多い場所である。本人の思いを大切にしながら、安全にサービスを利用できる方法を検討することが大切だと考える。</p>	<p>・ご意見を参考に、今後入浴施設における様々な合理的配慮について啓発を含め取り組んでまいります。</p>
<p>10頁</p> <p>・相談事例③の中で、「杖の脚」という言葉が出てくるが、単に「杖」と表記されてもよいのでは。一般の方は、あまり「杖の脚」という言い方をされないようにも感じる。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、修正します。</p>
<p>10頁</p> <p>・相談事例③について、対応の最終文「相談の当事者は～」は必要か。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、検討いたします。</p>
<p>■P.10の才障害者分野(不当な差別の取り扱い)</p> <p>大津圏域では、住民反対運動でGHも生活介護施設も事業者が撤退した。</p> <p>相談者が、自ら対応すると答えられた場合、その後の後追い(どうなったかなど)は、確認するのか？</p> <p>実際、反対運動に会った人の話を聞くと、ひどいことを言われておられるので、(地域の祭りに来てほしくないとか、災害の時には自動ロックで閉じ込めて逃げ出せないようにしてほしいとか)、気になってる。</p>	<p>・その後の状況や結果については、該当市町が判断している場合は、機会を見つけ確認をするようにしていますが、詳細を語らない事業者や相談者もおられるため、条例の趣旨について説明することで終了している事例もあります。現状では、該当市町の障害福祉担当課が住民との協議の場に出席するなど対応されている事例もあります。</p>
<p>11頁</p> <p>・相談事例⑤について、一般論として相談者と先方の言い分が異なり、しかも相談者が精神障害のある場合、安易に相談者の言い分が退けられることがないように、例えば、代弁者であるアドボケーターが仲介できる仕組みを検討すべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、地域アドボケーターの介入について検討いたします。また、双方の意見をしっかりと聞き取り、事実確認の上で判断していきます。</p>
<p>11頁</p> <p>・相談事例⑥について、「移動権」の問題を安易に「合理的配慮における過重な負担」にすり替えられることがないように慎重に見極めるべき。</p>	<p>・今後の対応の参考にさせていただきます。</p>
<p>14頁</p> <p>・相談事例⑪について、この内容を公開する必要がないと思う。障害内容での差別とのことであるが、なぜ割引されるのか、という視点が相談者自身に欠けている。</p> <p>共生社会とは、誰かにとって都合の良い社会ではなく、障害者のあるなしにかかわらず誰もが幸せの見える社会だと考える。</p> <p>地域アドボケーターの役割は障害者(相談者)に寄り添い、状況を聞くことであるが、WEB公開となれば、滋賀県が考える共生社会の理念に基づいた判断も記載すべきではないか。</p>	<p>・当該事案については差別事案ではなく、「その他の意見・要望等」の相談として整理しているところです。様々な事例を紹介することで、何が障害者差別か、そうでないかを判断するものとなればと考えています。</p>
<p>9-14頁</p> <p>相談事例全般について、かなり具体的に記載をしてあるので特定されてしまわないか。</p>	<p>・特定されないよう記載について検討します。</p>

意見等(概要)	意見等に関する考え方
15頁 ・エ「県内関係機関との調整」の本文5行目の「引継」は「引継ぎ」の方がよいのでは。	・ご意見を踏まえ、「引継ぎ」に修正いたします。
16頁 ・「①主訴がはっきりしない相談に対する事実確認の判断について」の冒頭にある、「精神障害のある方など」は抜いて、「主訴がはっきりしない相談への…」から書き始めたほうがよいように思う。精神障害の方の話は、主訴がはっきりしないという印象を与えて、不快に思う人いるかもしれない。精神障害がなくても、主訴がはっきりしない相談はあると思う。3行目の「特に精神障害者の…」以降は、問題ないと思う。	・ご意見を踏まえ、「精神障害のある方など」を削除いたします。
16頁 ・「①主訴がはっきりしない～」項目中の2行目の「納得感」という文言は、心理学の分野では使用されているのかもしれないが、主訴がはっきりしない相談への対応方法としては、誤解を与えかねないので、「傾聴する」くらいにとどめた方がよいようにも感じる。また、3行目にある「主訴からでる」も「主訴から発せられる」の言い方の方がいいのでは。	・ご意見を踏まえ、検討いたします。
16頁 ・「①主訴がはっきりしない～」について、「キーパーソンを探し、相談者への支援につなげる」とあるが、利害関係によっては代弁者とはなりえないため、アドボケートが仲介できる仕組みが重要である。	・今後の対応の参考とさせていただきます。
16頁 ・「③相談機関間の役割分担について」の項目中、内閣府調査結果で「49%」とあるが、この数値は、全国の数値か、県内の数値か。県内数値があれば、なおよい。	・全国の数値です。
16頁 ・「④障害種別間の差に関する対応」項目中に「障害のある人とない人の間の差別を埋める」とありますが、「障害のある人とない人の間の社会的障壁を埋める」の方が、しっくりくるように感じる。	・ご意見を踏まえ、検討いたします。
22頁 ・4「今後の課題」を「課題に対する今後の取り組み」とタイトルを変更してはどうか。 変更提案理由としては、「課題」とするより「今後の取り組み」とする方が前向きでかつ記載内容は今後に向けたものであるため。	・ご意見を踏まえ、修正いたします。
22頁 ・(1)ア相談体制等について7行目「相談窓口の更なる周知を行うとともに…」とあるが、より具体的な周知方法の記載があってもよいのではないかと。周知不足を課題とするならば、課題解決方法としての具体性が問われるため。	・ご意見を踏まえ、検討いたします。
22頁 ・(1)イ2段落目「障害特性への理解」とあるが、医学モデルであるため、例えば「差別解消のための理解」に変更すべき。	・ご意見を踏まえ、修正いたします。
22頁 ・イ事業者・県民へのはたらきかけ6行目「事業者や業界全体に向けた啓発の機会を増やし」について、どのように啓発機会を増やし、事業者・県民にはたらきかけるのか、具体例も含め記載があるほうがわかりやすい。	・ご意見を踏まえ、検討いたします。